

部活動に係る活動方針

京都府立嵯峨野高等学校

1 目的

部活動は教育活動の一環として、学校の適切な指導の下に、生徒が自発的に行うもので、共通の興味や関心を追求し、学校生活をより充実し、豊かにすることを目的とする。

2 設置部活動

- | | |
|-------|--|
| 〔体育系〕 | 剣道、硬式野球、サッカー、水泳、卓球、ソフトテニス（男子）、ソフトテニス（女子）、バスケットボール（男子）、バスケットボール（女子）、バドミントン、バトントワリング、女子バレーボール、ラグビー、陸上競技、ワンダーフォーゲル、ソフトボール |
| 〔文化系〕 | 演劇、華道、軽音楽、茶道、写真、吹奏楽、サイエンス、デザイン工芸、美術、文芸、放送、コンピュータ、将棋、ESS、狂言、JRC（青少年赤十字）、小倉百人一首かるた |
| 〔同好会〕 | ダンス |

3 活動方針・活動計画(年間・月間)の作成について

部活動については、学習活動に付随して行い、家庭学習や自主的活動等の時間を保障し、合理的で効率的、効果的な活動を行う事とし、生徒の健康安全にも十分留意するものとする。年間の活動方針、それに基づく月間計画を作成して、校長の承認を受けるものとする。

4 練習時間・休養日について

- (1) 平日は3時間程度（朝練習を含む）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。（ただし、公式戦、発表会、練習試合、施設の使い回し等で活動時間を延長する場合がある。）
- (2) 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
- (3) 休養日については、それぞれ週のうち平日に1日は活動しない日を設定することを原則とする。ただし、活動しない祝日が含まれる週においてはこの限りではない。土曜日及び日曜日については、両日とも終日の活動を行うことは原則として認めない。また、いずれか1日を活動しない日とすることが望ましい。
- (4) 長期休業中においても、上記の趣旨を踏まえて適切に活動日（時間）を設定する。なお、大会や発表会の前などにやむを得ず原則を超えて活動を行う場合も、上記の趣旨を十分に踏まえて適切に活動日（時間）を設定することとする。

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動時間や校外での活動等においては、京都府教育委員会の方針により適切に運用する。